

第14回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年6月30日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定について
議案第6号 名取市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について
4. 報告事項 (1) 農地賃貸借権解約について
(2) 農地の現状変更届出書の取下げについて
5. 出席委員(24人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 10番 布田 順一
 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
欠席委員 9番 大内 繁徳 11番 松浦 岩男
推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 8番 三浦 裕一
 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛 12番 松浦 崇
 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 1番 大内 伸一 7番 橋浦 福男 10番 武藤 光雄
 15番 川村 勇
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第14回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第14回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名、計24名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

1番 相澤 喜美 委員 2番 菊地 賢一郎 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

第1班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年6月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、下余田字草倉田199番外10筆です。地目は登記・現況共に田8筆と畑3筆です。登記面積は田6,688㎡、畑1,456㎡、合計8,144㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人につきましては総会資料のとおりです。借受人の経営面積は0a、世帯人・労力人につきましては、世帯員3人、労力人4人で

す。備考として後継者への贈与です。位置図・公図は、総会資料2ページから3ページのとおりです。申請地は、県道関上港線沿いの円満寺の北側に点在しています。6月28日の担任委員会で現地調査を行いました。担任委員会資料1ページもご覧ください。親から後継者である子への贈与であり、農地法第3条の判断基準を満たしていると判断しました。

続きまして番号2、大字・字・地番は、高館熊野堂字舞台中6番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は2,382㎡、高館熊野堂字舞台中17番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,580㎡、高館熊野堂字舞台中48番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,759㎡、高館熊野堂字舞台中63番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,753㎡、合計7,474㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は、218a、世帯人・労力人については、世帯員3人、労力人3人です。備考として後継者への贈与です。位置図・公図は総会資料4ページのとおりです。申請地は、名取熊野堂病院の東側です。担任委員会資料1ページをご覧ください。番号1同様後継者への贈与であり、農地法第3条の判断基準を満たしていると判断しました。

続きまして、番号3、大字・字・地番は、下増田字南原540番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,514㎡です。権利種別は売買、譲渡人・譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は243a、世帯人2人、労力人は2人です。備考として10aあたり500,000円、総額757,000円です。位置図・公図については総会資料5ページのとおりです。こちらは、仙台空港滑走路の北側になります。6月28日の担任委員会で、譲受人本人より実情聴取を行いました。譲受人は隣接農地の耕作者であり、現地調査の結果、農地法第3条の判断基準を満たしていると判断しましたので、農地の所有権移転については、問題ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第1号1番から3番につきましては、6月28日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番と2番は贈与、3番は隣接農地の耕作している方への売買です。耕作状況を確認したところ、農地法第3条の許可については、問題ないものと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和4年6月30日提出。

番号1、令和3年8月19日付け宮城県（仙振）指令第218号（農地法第4条）

1.申請者の住所・氏名は総会資料のとおりです。

2.転用事業変更の承認を受けようとする土地

高館吉田字北宮神明7番2、地目は登記・現況共に畑、面積1,076㎡のうち73.68㎡。備考として、倉庫兼作業場設置（火災による家財道具他保管用（一時転用）です。

3.変更しようとする事業計画の詳細

近年のウッドショック等の価格高騰により、予定していた自己資金を上回ってしまい、資金調達に時間を要した結果、着工が遅延したため、一時転用許可の期間を次のとおり変更する。なお、一時転用許可期間経過後の申請につき、始末書提出有。

変更前：令和3年6月4日～令和4年6月3日

変更後：令和3年6月4日～令和5年1月31日

位置図については、総会資料7ページをご覧ください。名取市田高にあるパチンコ店パラディソ名取店前交差点から県道名取村田線を高館方面に1キロほど進んだところの北側になります。

議案第2号1番につきましては、6月28日に実情調査を行い、申請者本人より実情を聴取しました。事業着工遅延による期間変更であり、許可期間変更後の申請であります。申請者は、認識不足を深く反省しており、始末書の提出を受けていることから、追認はやむをえないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第2号1番につきましては、6月28日に担任委員会の現地調査に同行し、実

情を聴取しました。倉庫兼作業場を設置する一時転用許可期間の延長申請です。期間経過後の申請であります。本人も反省しており、始末書の提出を受けていることから、追認はやむをえないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

火災による家財道具他の保管用としての一時転用とのことですが、当初申請の際、現地調査を行った者です。今回の申請は、期間のみの変更でしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

期間のみの変更です。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の8ページをご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年6月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年6月30日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件7,913㎡、更新2件3,466㎡、合計5件11,379㎡。

2 利用権を設定する土地

田8筆8,822㎡、畑4筆2,557㎡、合計12筆11,379㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定4件、所有権移転1件。
- ② 賃借権の存続期間。1年1件、3年2件、10年1件。
- ③ 借賃（10a当り）。40kg1件、2,000円1件、10,000円2件。
- ④ 所有権移転の売買総額。2,000,000円1件。
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和4年6月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書9ページから10ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認といたします。

《議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和4年6月30日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規12件41,694㎡、更新0件、合計12件41,694㎡。

2 利用権を設定する土地

田27筆37,244㎡、畑2筆4,450㎡、合計29筆41,694㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定12件。
- ② 賃借権の存続期間。5年1件、10年11件。
- ③ 借賃（10a当り）。5,000円10件、7,000円2件。
- ④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の

本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和4年6月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書の12ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは、総会資料13ページをお開きください。議案第5号令和4年度最適化活動の目標の設定について、このことについて「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」に基づき、別紙「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり、令和4年度最適化活動の目標を設定したいので提案する。令和4年6月30日提出。

1. 設定する内容

別紙「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおりです。

別紙資料「議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定について」をご覧ください。前回第13回名取市農業委員会総会において、その他連絡事項として皆様にお示ししました内容を一部修正し、今回議案として提案いたしました。修正箇所については、別紙資料4ページの新旧対照表のとおりです。

修正にあたっては、近隣市町との情報交換と宮城県農業会議からの指導によるものです。最適化活動の目標の設定については、令和4年度より作成が義務付けられました。今年度は、初年度でもあるので、原案のとおり進めることとし、次年度以降は今年度の実施状況を加味しながら修正等を加えていこうと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについてご質問はありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

(3) 新規参入相談会についてですが、新規参入希望者や後継者から相談を受ける際、頻繁に法律改正がなされていることから、農業委員等に対して名取市農業委員会及び宮城県の農業委員会主催で、法律についての勉強会の必要性を感じます。毎月1回の総会内でも構いませんので、情報提供をいただければ助かります。事務局の考えを聞かせてください。

○ 事務局（成田局長補佐）

法律改正等の動きについては、事務局でも全てを把握できていませんが、随時入手した情報は委員の皆さまにお示しし、相互に理解を深めていきたいと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 名取市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号「名取市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは、総会資料14ページをお開きください。議案第6号名取市農業委員会農地利用最適化活動推進委員の辞任に関する同意について、下記の名取市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第23条の規定により農業委員会の同意を求める。令和4年6月30日提出。

担当地区は愛島・高館地区、委員の氏名・住所は総会資料のとおりです。提案理由は、名取市農業委員会農地利用最適化推進委員の方から一身上の都合により辞任したい旨の願い出があったためです。委員ご本人ですが、今年の3月中旬頃からご病気のため入院中です。現在ご家族の介護のもと、リハビリに励まれておりますが、最適化推進委員としての業務は難しいとのことで、ご本人とご家族の方から令和4年5月14日付けで辞任願が提出された次第です。このことについては、ご本人の健康上の理由であり、やむを得ないと事務局は考えております。ぜひ辞任についてのご同意をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについてご質問はありませんか。

- 5番（入間川昭一委員）
ただいまの説明内容は理解できましたが、後任の委員について事務局の考えを伺いたいと思います。
- 事務局（松野事務局長）
ご同意いただけた後についてですが、推進委員が1名欠員となりますので、法律等に
従い欠員の募集を行いたいと考えています。
- 議長（大友正一会長）
この議題につきましては、まずこの委員が辞任することに対して同意をいただき、そ
の後の手続きについては事務局の方から改めて説明をお願いしたいと思います。他に質
問はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 議長（大友正一会長）
「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、同意す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）
「挙手全員」でありますので、議案第6号については、これに同意することを決定い
たしました。次に農地利用最適化推進委員が1名欠員となりますので、今後の対応につ
いて、事務局からご説明をお願いします。
- 事務局（松野事務局長）
ただいま、ご同意いただきましたとおり、愛島・高館地区を担当する農地利用最適化
推進委員が1名欠員となりますが、名取市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任
に関する規則第11条では、「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員が欠
けた場合は、この規則に定める手続きにより速やかに推進委員の補充に努めなくてはな
らない」と定めております。この規定に基づき、愛島・高館地区から農地利用最適化推
進委員1名を公募したいと考えております。本総会におきましてご異議がなければ、予
算措置から進めてまいりたいと思います。
- 議長（大友正一会長）
ただいま、事務局から説明がありました。愛島・高館地区の農地利用最適化推進委員
1名を公募することにしてよろしいでしょうか。異議なしでよろしいでしょうか。
- 「異議なし」の声あり
- 議長（大友正一会長）
「異議なし」という声がありましたので、事務局は公募の手続きを進めていただくよ
うお願いします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（2）農地の現状変更届出の取下げについて》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（２）「農地の現状変更届出書の取下げについて」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）及び（２）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（２）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野事務局長）

〔7月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 事務局（黒澤主幹）

〔活動記録簿の様式を名取市ホームページに掲示したことについて説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第14回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年6月30日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 1番 _____

署名委員 2番 _____